名　称　宇和島港戎山防波堤灯台
位　置
所在地　愛媛県宇和島港（戎山防波堤外端）
北緯　三三―一三―三五
東経　一三二―三二―三九
変更した事項
位　置
所在地　愛媛県宇和島港（戎山防波堤外端）
北緯　三三―一三―三七
東経　一三二―三二―三八
記事　補正

名　称　堂埼灯台
位　置
所在地　愛媛県宇和島市（堂埼）
北緯　三三―一三―〇〇
東経　一三二―三〇―五五
変更した事項
位　置
所在地　愛媛県宇和島市（堂埼）
北緯　三三―一二―五七
東経　一三二―三〇―五六
記事　補正

名　称　須下埼灯台
位　置
所在地　愛媛県宇和島市（須下埼）
北緯　三三―〇四―一四
東経　一三二―二四―五一

**○近畿地方整備局告示第三十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十四号
(三)　道路の区域

区間　木津川市山城町北河原柿ノ木原三四番六から同市山城町北河原畑岡一番一まで

変更前後別　前　後
敷地の幅員　一八・〇〇～一八・〇〇メートル　一八・〇〇～一八・〇〇メートル
延長　〇・二一七キロメートル　〇・二一七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

変更した事項
位　置
所在地　愛媛県宇和島市（須下埼）
北緯　三三―〇四―一五
東経　一三二―二四―四八
記事　補正

名　称　由良岬灯台
位　置
所在地　愛媛県南宇和郡愛南町（由良岬）
北緯　三三―〇一―〇六
東経　一三二―二三―〇一
変更した事項
位　置
所在地　愛媛県南宇和郡愛南町（由良岬）
北緯　三三―〇一―〇九
東経　一三二―二二―五九
記事　補正

名　称　安芸疽礁灯標
位　置
所在地　豪頭鼻（広島県江田島市（西能美島））の西南西方約一・四キロメートル
北緯　三四―一五―〇六
東経　一三二―二一―三四
変更した事項
位　置
所在地　豪頭鼻（広島県江田島市（西能美島））の西南西方約一・四キロメートル
北緯　三四―一五―〇四
東経　一三二―二一―三六
記事　補正

**○近畿地方整備局告示第三十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

近畿地方整備局長　森　昌文

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二十四号　木津川市山城町椿井北野五八番から同市山城町北河原畑岡一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十七日

**○近畿地方整備局告示第三十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百六十一号
(三)　道路の区域

区間　敦賀市疋田五〇号新川一〇番四から同市疋田六八号　上久保六番一まで

変更前後別　前　後
敷地の幅員　五・五三～二二・三〇メートル　一一・一六～四五・八六メートル
延長　〇・四九八キロメートル　〇・四八一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

**○九州地方整備局告示第四十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十七日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　熊本県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第七十一号八代都市計画及び宇城都市計画下水道事業八代北部流域下水道
三　事業施行期間　自平成八年一月十七日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

**○九州地方整備局告示第五十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十七日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　長崎県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第三十八号佐々都市計画道路事業三・四・三号棚方崎真申線
三　事業施行期間　自平成十年一月十四日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし